

令和5年10月11日

旭川市長 今津 寛介様



旭川市特別職報酬等審議会  
会長 安藤秀俊

**旭川市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長  
及び常勤監査委員の給料の額等について（答申）**

令和5年8月2日付けで諮詢のあった旭川市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額等について、次のとおり意見及び参考意見を答申する。

**第1 答申**

**1 旭川市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額について**

次のとおりとすることが妥当である。

市議会議長	月額	630,000円 (5,000円引上げ)
市議会副議長	月額	560,000円 (5,000円引上げ)
市議会議員	月額	520,000円 (5,000円引上げ)
市長	月額	1,050,000円 (据置き)
副市長	月額	865,000円 (据置き)
教育長	月額	760,000円 (据置き)
常勤の監査委員	月額	640,000円 (70,000円引下げ)

**2 行政委員会委員の報酬の額及び支給方法について（参考意見）**

次の額及び支給方法のとおり据置きとすべきである。

教育委員会	委 員	月額 110,000円
選挙管理委員会	委員長	月額 71,000円
	委 員	月額 45,000円
公平委員会	委員長	日額 15,000円
	委 員	日額 12,000円
監査委員	議会選出	月額 57,000円
	識見選出	月額 165,000円
農業委員会	会 長	月額 78,000円
	副会長	月額 67,000円
	地区協議会会長	月額 56,000円
	委 員	月額 46,000円
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 9,300円
	委 員	日額 7,700円

## 第2 説明

### 1 旭川市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額の改定について

#### (1) 審議経過等

本審議会は、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額の在り方について市長からの諮問を受け、4回の会議を開催して審議を行った。

上記の報酬及び給料の額については、平成12年度から平成30年度までの間に、5回にわたり設置された審議会において審議され、いずれも改定を見送るべきとの答申がなされた。その結果、これらの報酬及び給料の額は、平成7年1月以来28年余り（平成28年12月から特別職となった教育長の給料の額にあっては、約7年）にわたり、据置きとされていたものである。

審議に当たっては、現在の社会経済情勢や本市を取り巻く状況を踏まえ、さらには、議員活動や行政運営に対する市民の关心の高さを十分認識し、本審議会における審議が市民感覚とかけ離れたものとならないよう努めながら、総合的な検討を行ったところである。

なお、審議に当たり参照した主な事項は以下のとおりである。

- ・ 市議会議員並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の職務
- ・ 中核市及び道内主要市の市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額
- ・ 市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料に係る改定の経緯
- ・ 一般職の職員の給与改定の状況
- ・ 議会関係費用の推移
- ・ 中核市及び道内主要市の財政状況
- ・ 地域経済等の状況

#### (2) 本市を取り巻く現状

審議に当たっては、本市を取り巻く現状として、次のような状況を認識した上で、様々な視点から検討を行った。

##### ア 現在の社会経済情勢について

約3年にわたる新型コロナウイルス感染症の影響も徐々に緩和し、民間企業の給与や最低賃金の引上げ、消費者物価指数の上昇が見受けられる。ただし、中小企業の多い本市にあっては、全国や全道ほどの景気回復の実感は得られておらず、市民生活は物価高騰のために苦しい状況が続いている。

##### イ 本市の財政状況について

近年、本市では、市税その他の収入確保や市債残高の縮減が進められている。また、財政健全化の取組の一つとして平成18年から継続されていた常勤特別職の給料の減額措置は、令和4年度末をもって終了となった。

一方で、現在も扶助費などの義務的経費が多い財政構造は変わらず、財政力指数も他市と比較して低い水準にあることなどから、依然として厳しい財政状況と言わざる

を得ない。

#### ウ 議会及び議員活動について

市議会議員は、市民の意思を市政に反映させる役割を担っており、民主的な市政運営に必要不可欠の存在であるが、地方議会の一部では、議員のなり手不足が深刻化し、議員定数の確保すら難しい傾向が見受けられる。

本市においても、定数を超える立候補者はいるものの、選挙の投票率は低調となつてきている。また、議員報酬が他の中核市と比較して低水準であることに鑑みると、将来、市民に望まれる人材の確保は厳しくなっていくと予想され、こうした状況が長期化すると、有権者である市民の選択肢を狭めることとなり、民意が市政に届きにくくなるおそれがある。

#### (3) 審議結果

上記の検討の結果、次のように意見が集約された。

##### ア 市議会議員の議員報酬について

市議会の議長、副議長及び議員の報酬について検討したところ、他の中核市と比較して低い水準にあり、特に議員の報酬は、本市の直近上位にある中核市と比しても、その額に大きな差がある。

議員報酬は、議員がその職務に専念できるよう、相応の額が支払われる必要があり、議員のなり手確保やモチベーションの向上のためには引き上げるべきである。

この常勤特別職の給料を据置き又は引下げとする一方で議員報酬のみを引き上げるという結論に至った背景としては、市民にとって市議会議員がどのような活動をしているか分かりにくいという意見も一部にあり、今後、より積極的で市民に身近な議員活動に取り組み、議員活動がより広く市民に理解されることによって、本市の発展のため精励してほしいという、市議会議員に対する強い期待によるものである。

なお、議員報酬の引上げ額は、本市の財政状況を考慮すると少額とせざるを得ないことを前提としつつ、民間企業の給与水準の調査結果に基づいて行われる人事院勧告の改定率を参考として検討した。本年度の人事院勧告の平均改定率が1.1%であることを踏まえて検討した結果、議長、副議長及び議員の報酬はそれぞれ5千円を引き上げることが妥当であり、その改定期は令和6年4月1日とすべきと考える。

##### イ 市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額について

市長、副市長及び教育長の給料の額については、長期間にわたり改定がされていない状況であり、その重い職責に報いるために引き上げるべきとの意見が一部にあった。

しかしながら、平成18年から継続してきた常勤特別職の給料の減額措置を令和4年度末をもって終了した直後であること、また、この間平成25年度までは一般職の職員の給与についても独自削減が行われてきたことや、本市の厳しい財政状況及び地域経済の現状を踏まえ、据え置くべきとの結論に至ったものである。

常勤監査委員の給料の額については、他の中核市と比較すると、特に高い水準にある。一般的に自治体の財政力指数と特別職の給料の額には一定程度の相関関係が読み取れるが、本市は、財政力指数が中核市の中でも低い自治体であるにもかかわらず、常勤監査委員の給料の額は中核市62市中4番目という状況にある。

これは、現在の給料の額となった平成7年から今日までの28年間、他の中核市及び道内主要市においては社会情勢の変化に応じて適宜引下げの改定を行っている例がある一方で、本市では据置きとの答申が続いてきたことによるものと思われる。

改定を見送ってきた一因には、平成18年以降の給料の減額措置があったものと推察されるが、減額措置の終了により、現行の給料の額は顕著に高い水準となっており、引き下げるべきと判断した。

なお、常勤監査委員の給料の引下げ額については、財政力指数が本市と近い中核市や道内主要市の給料水準を参考としたほか、減額措置期間中の同職の給料額に近似した額が適正との意見や、職務内容が変わらない中での極端な額の引下げに対する懸念なども勘案し、総合的に検討した結果、7万円を引き下げ64万円とすることが妥当との結論に至った。また、その改定の時期は、現職の常勤監査委員が現在の任期を満了した時とすべきである。

## 2 行政委員会委員の報酬の額及び支給方法について（参考意見）

### (1) 審議経過等

行政委員会委員の報酬については、平成22年度設置の審議会から、公平委員会の報酬を月額から日額に見直し、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会については減額改定すべきとの参考意見の答申を受け、平成23年8月に当該答申を踏まえた改定が行われた。

また、前回平成30年度の審議会においては、農業委員会委員はその活動に係る負担が大きいことや各委員の活動状況に差があることを考慮して、その報酬の在り方について見直しを検討すべきとの意見が付された。

その後、基準農業者数の減少により、農業委員会委員の定数を法令に規定された基準に従い37人から27人に削減したことに合わせて、本年7月30日付けで農業委員会委員の報酬を引き上げる改定がなされた。

こうした経過を踏まえた上で、現行の報酬の額及び支給方法が、市民感覚の観点から適正なものとなっているかどうかについて審議を行った。

なお、審議に当たっては、各行政委員会の活動状況のほか、報酬の支給根拠やその趣旨並びに中核市及び道内主要市における報酬の額及び支給方法を参照し、現状の把握に努めたところである。

### (2) 現状認識

前回設置の審議会の答申から今回の審議会の設置までの間は、その大部分がコロナ禍の影響下にあり、対面会議以外の手法を取り入れた行政委員会もあったが、行政委員会委員の活動は地方行政に必須のものであることから、活動そのものは従前どおりに行われ、行政委員会の運営状況に大きな変化はなかった。

現行の報酬の額については、中核市の各行政委員会の報酬額の平均から著しく差があるものではなく、その支給方法は、委員の活動に即した方法となっている。

### (3) 審議結果

上記の現状認識を踏まえ審議した結果、現行の行政委員会委員の報酬の額及び支給方法は、おおむね適正であると判断されることから、据え置くべきとの結論に至ったもの

である。

### **第3 附帯意見**

次期審議会の設置時期については、市議会議員や市長、副市長及び常勤監査委員の任期が1期4年であること等に鑑み、4年後を目途とすべきである。ただし、特に社会経済情勢の変化等があった場合には、その情勢の変化等をより的確に特別職の報酬等に反映させるため、4年後を待たずに、時機を逸することなく諮問すべきと考える。

なお、行政委員会委員の報酬の額及び支給方法についても、次期審議会において検討を行うべきである。

旭川市特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

◎ 安 藤 秀 俊 北海道教育大学旭川校 キャンパス長

飯 田 恵 美 子 公募委員

浦 本 善 光 公募委員

○ 谷 澄 江 旭川市市民委員会連絡協議会女性部会 会長

中 川 明 雄 前旭川市議會議長

原 田 直 彦 旭川商工会議所 副会頭

飛 驛 晶 子 旭川市民生委員児童委員連絡協議会 副会長

三 村 勉 連合北海道旭川地区連合会 会長

山 下 三 千 吾 旭川消費者協会 副会長

横 手 章 子 北海道税理士会旭川支部 幹事

※ ◎印は会長、○印は会長職務代理者

## 旭川市特別職報酬等審議会審議経過

開催回	開催日	審議内容
第1回	令和5年8月2日	<ul style="list-style-type: none"><li>・委嘱状交付</li><li>・会長互選</li><li>・諮問</li><li>・会長職務代理者指定</li><li>・会議の運営について</li><li>・審議日程等について</li><li>・資料説明</li><li>・諮問に係る現状分析</li></ul>
第2回	令和5年8月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第1回会議の記録について</li><li>・特別職報酬等の改定の要否について</li></ul>
第3回	令和5年9月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2回会議の記録について</li><li>・市議会議員の議員報酬及び常勤監査委員の給料の改定について</li><li>・行政委員会委員の報酬の額及び支給方法について</li></ul>
第4回	令和5年10月11日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第3回会議の記録について</li><li>・答申書の決定</li></ul>